

閲覧用

払込取扱票を含む正式な募集要項は 理工学府係 に請求して下さい

2026 年度 横浜国立大学大学院理工学府研究生募集要項（日本人）

横浜国立大学大学院理工学府

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79 番 5 号

TEL：045-339-3817

本学府において特定の専門事項について研究することを志願する者については、本学府の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可します。なお、出願に際しては、あらかじめ指導希望教員とよく相談した上で願書を提出してください。

1. 入学資格

大学院修士課程を修了した者のほか、次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 外国において、学校教育における大学院修士課程を修了した者
- (2) その他、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者

2. 出願受付期間

春学期 2026 年 2 月 2 日（月）～2 月 6 日（金）

秋学期 2026 年 7 月 27 日（月）～7 月 31 日（金）

※土曜日・日曜日・祝日を除く

※受付時間 9：00～16：30（ただし、昼休み時間〔12：45～13：45〕を除く）

3. 入学時期

原則として春学期の始め（4 月）、または秋学期の始め（10 月）とする。

4. 出願要項

(1) 出願提出書類

- | | |
|---|-----|
| イ. 入学願書（理工学府指定用紙） | 1 通 |
| ロ. 研究計画書（理工学府指定用紙） | 1 通 |
| ハ. 修了証明書（最終学歴のもの） | 1 通 |
| ニ. 成績証明書（最終学歴のもの） | 1 通 |
| ホ. 在職者のみ、勤務先所属長の承諾書及び本人の確約書（理工学府指定用紙） | 1 通 |
| ヘ. 返信用封筒（角 2 の封筒に 270 円分の切手を貼付し宛名を明記したもの） | 1 通 |

(2) 検定料 9,800 円

イ. 払込期間：出願の 1 週間前から出願受付期間最終日まで

ロ. 払込場所：郵便局の受付窓口（ATM は使用不可）

ハ. 払込方法：

- ① 「払込取扱票」のご依頼人名は、志願者本人の名前を記入してください。願書の氏名と照合します。
- ② 「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書（お客様用）」を受付窓口から受け取る際には、必ず受付局日附印を確認してください。
- ③ 土曜日、日曜日、祝日は払込ができませんので注意してください。
- ④ 払込時に別途必要な払込手数料は入学志願者本人の負担となります。
- ⑤ 受付窓口から受け取った「振替払込受付証明書（お客様用）」は、所定の貼付用紙に貼付のうえ、出願書類と共に提出してください。

閲覧用

払込取扱票を含む正式な募集要項は 理工学府係 に請求して下さい

出願に際しての留意事項

- ① 検定料は二重に払い込まないでください。
 - ② 検定料が払い込まれていない場合または払込済の「振替払込受付証明書（お客様用）」が所定の貼付用紙の欄に貼り付けられていない場合は出願を受理しません。
- 二. 出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還いたしません。
- ① 検定料の返還請求ができるもの
 - （ア） 検定料を払い込んだが横浜国立大学大学院理工学府に出願しなかった場合（出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった。）
 - （イ） 検定料を誤って二重に払い込んだ場合。
 - ② 返還請求の方法
 - a.返還請求の理由、b.氏名（ふりがな）、c.現住所、d.連絡電話番号等を明記した検定料返還請求願（様式は問わない）を作成し、必ず「振替払込受付証明書（お客様用）」を添付して、理工学系教務課理工学府係へ速やかに郵送してください。
 - ※返還額は、返還の際に要する手数料が差し引かれた額となりますのでご了承ください。
- （3）提出先
- 提出書類に所定の用紙に貼付した検定料払込済の振替払込受付証明書（お客様用）を添え、期日までに理工学系教務課理工学府係（キャンパスマップ：N8-④）へ提出してください。
- ※一旦提出した書類及び検定料は一切返還しません。
- ※出願手続きは本人又は代理人が直接理工学府係窓口で行ってください。

5. 選考方法

研究生の選考は、志願者より提出された書類に基づいて理工学府教授会が行い、選考の結果は、追って本人宛に通知します。

6. 入学手続

選考により合格通知を受けた者は、合格通知に同送される「研究生の入学手続きについて」にしたがって、下記期間内に入学料と研究期間内の授業料を納入してください。

（1）入学料：84,600 円（現行）

（2）授業料：半期：178,200 円、1 年：356,400 円（現行）

※入学料および授業料は、改定される場合があります。

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料を適用します。

入学手続期間

春学期 2026 年 3 月 9 日（月）～3 月 13 日（金）

秋学期 2026 年 9 月 7 日（月）～9 月 11 日（金）

※土曜日・日曜日・祝日を除く

※受付時間 9：00～16：30（ただし、昼休み時間〔12：45～13：45〕を除く）

※ 入学手続き期間内に手続きしない者は、入学辞退者として取り扱います。

※ 入学手続き時に納入された入学料・授業料は一切返還しません。

※ 入学手続きは本人または代理人が理工学府係窓口で行ってください。

※ 合格者に対し、入学手続書類の 1 つとして、入学前 3 か月 以内に受診し、本学指定の様式に記入された健康診断書の提出を求めますので、ご留意ください。

<https://www.ynu.ac.jp/international/accept/health_certificate.html>

閲覧用

払込取扱票を含む正式な募集要項は 理工学府係 に請求して下さい

7. 受験及び修学の上で配慮を必要とする入学志願者の事前相談について

心身の障がい等のある者（下表以外の者も含む）が、受験及び修学の上で配慮が必要となる場合は、出願前までに必ず下記連絡先へ下記の様式により申し出てください。

また、出願後の不慮の事故などにより、受験及び修学の上で配慮が必要となった場合も、その時点で速やかに下記の様式により申し出てください。

なお、次表から判断できない場合については、問い合わせてください。

【代表的な事項】

区 分	障 が い の 程 度
視 覚 障 が い	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 が い	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢 体 不 自 由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発 達 障 が い	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため

（様式）A4 判縦

年 月 日

横浜国立大学長 殿

フリガナ

氏 名

生年月日

住 所 〒

電話番号

E-mail

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

1. 志望する学府・専攻・教育分野
2. 障がい等の種類、程度
3. 受験に際して配慮を希望する事項・内容
4. 入学後の修学に際して配慮を希望する事項・内容
5. 出身大学在学中にとられていた配慮事項・内容
6. そ の 他

（添付書類）診断書または身体障害者手帳（写）、その他参考資料

閲覧用

払込取扱票を含む正式な募集要項は 理工学府係 に請求して下さい

【申請方法】

- (1) 申請は、上記様式例を参考に申請書を作成し、診断書または身体障害者手帳（写）、その他参考資料を添えて申請してください。
- (2) 申請内容によっては対応に時間を要する場合もあるので、出願する前のできるだけ早い時期に相談してください。
- (3) 申請・連絡先
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5 横浜国立大学理工学系教務課理工学府係
電話番号 045-339-3817

8. その他

- ・研究期間は1年以内とし、2027年3月31日までとします。ただし、特別な事情により延長を許可することができます。なお、研究生の在学期間は通算して2年を越えることはできません。
- ・研究に要する費用は、教室の設備に付帯するもののほかは、すべて研究生の自弁とします。
- ・指導教員については、横浜国立大学ホームページ「研究者総覧」などを参照頂き、ご自身で希望する指導教員へ連絡を取ってください。理工学系教務課理工学府係では、教員の紹介などを行いません。

＜研究者総覧： <https://er-web.ynu.ac.jp/>>

- ・横浜国立大学へのアクセス方法は、横浜国立大学ホームページ「アクセス案内」をご覧ください。なお、理工学系教務課理工学府係は、キャンパスマップの建物番号：N8-④です。

＜アクセス案内： <https://www.ynu.ac.jp/access/index.html>>

9. 安全保障輸出管理について

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。なお、国籍を問わず全員の方に、入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名していただきます。詳細については研究推進機構ウェブサイトを参照してください。

<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/security/>

10. 個人情報の取扱について

志願者の出願書類等に記載された個人情報については、本学入学選考に係る用途の他、本人の申請に伴う福利厚生関係の資料及び本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。